

平成30年11月22日
行政改革等特別委員会
資料3

「見直し検討対象事業」個別票

「見直し検討対象事業」個別票

No.	事務事業名	担当部課名	ページ	審査区分
1	表彰関係費	企画政策部 秘書課	1	1
2	交通安全団体等活動推進費	防災安全部 防犯交通安全課	2	2
3	防災設備等整備事業費	防災安全部 防災政策課	3	
4	地区社会体育振興協議会活動事業 ※2事業を集約	生涯学習部 スポーツ推進課	4	
5	学校体育施設開放事業費	生涯学習部 スポーツ推進課	5	
6	老人福祉施設建設助成費	福祉健康部 介護保険課	6	
7	老人福祉施設返済金助成費	福祉健康部 介護保険課	7	
8	心身障がい者介護手当	福祉健康部 障がい福祉課	8	
9	障がい者福祉手当	福祉健康部 障がい福祉課	9	
10	障がい者等医療助成費	福祉健康部 福祉医療給付課	10	
11	障がい者等福祉タクシー助成事業費	福祉健康部 障がい福祉課	11	
12	要援護高齢者福祉タクシー助成事業費	福祉健康部 福祉医療給付課	12	
13	敬老会事業費	福祉健康部 地域包括ケアシステム推進室	13	
14	在宅福祉サービス関連事業 ※3事業を集約	福祉健康部 地域包括ケアシステム推進室	14	
15	介護保険利用者負担軽減対策事業費	福祉健康部 介護保険課	15	

No.	事務事業名	担当部課名	ページ	審査区分	
16	給食サービス事業費	福祉健康部 地域包括ケアシステム推進室	16	3	
17	福寿医療助成費	福祉健康部 福祉医療給付課	17		
18	敬老祝金事業費	福祉健康部 福祉医療給付課	18		
19	高齢者いきいき交流事業費	福祉健康部 福祉医療給付課	19		
20	ふれあい入浴事業費	福祉健康部 福祉医療給付課	20		
21	地域子育て支援センター事業費	子ども青少年部 子育て企画課	21		
22	幼児教育振興助成費	子ども青少年部 保育課	22		
23	法人立保育所運営費等助成事業費	子ども青少年部 保育課	23		
24	青少年指導員活動費	子ども青少年部 青少年課	24		
25	青少年施策推進費	子ども青少年部 青少年課	25		
26	特別支援保育等関係費	子ども青少年部 子ども家庭課	26		
27	幼児二人同乗用自転車購入費助成事業費	子ども青少年部 子育て給付課	27		
28	自転車駐車場整備費	道路河川部 道路河川総務課	28		4
29	狭あい道路整備事業費	道路河川部 道路管理課	29		
30	道路改修舗装費	道路河川部 道路維持課	30		
31	浄化槽設置助成事業費	下水道部 下水道総務課	31	5	
32	特別支援学級関係費	教育部 学務保健課	32		
33	就学援助事業 ※2事業を集約	教育部 学務保健課	33		

事務事業名	表彰関係費	事業開始年度	昭和33年度
担当部課名	企画政策部 秘書課	見直しの方向性	事業縮小
実施予定時期	平成31年度	財政効果(見込)額	851千円

1 事業概要

【藤沢市表彰条例に定める表彰制度】一般表彰・自治表彰・職員表彰・特別自治功労彰・自治功労彰
 【弔慰金制度】特別功労者や功労者が死亡した際、遺族に対し、弔慰金を贈呈
 ≪見直しの対象≫①<職員>特別自治功労彰・自治功労彰・永年勤続表彰／弔慰金
 ②<市長・副市長・教育長>特別自治功労彰・自治功労彰・自治表彰／弔慰金

2 対象及び人数

	(単位:人)				(単位:人)	
	表彰者数(5年平均)				弔慰金(平成30年4月1日)	
	特別自治功労彰	自治功労彰	自治表彰	永年勤続表彰	特別功労者	功労者
職員	8	25		32	238	685
市長・副市長・教育長	0	0	※		1	0

※自治表彰:平成27年度に2名を表彰
 ※平成30年4月1日時点で、将来、弔慰金を贈呈すべき人数

3 事業継続の必要性及び課題

【市民等に係る表彰】(一般表彰等)
 市政に対して功労のあった市民等を表彰する一般表彰等は、本人への励ましや市政参加の意識の向上に寄与するものであるため、継続する意義がある。

【職員に係る表彰】(特別自治功労彰・自治功労彰・永年勤続表彰)
 【市長・副市長・教育長に係る表彰】(特別自治功労彰・自治功労彰・自治表彰)
 【弔慰金】
 公務員として市政の発展のため業務を遂行し、職位に応じた功績を挙げることは当然の責務であるため、職員等を表彰する制度及び弔慰金を贈呈する制度の必要性は低い。

4 見直しに向けた検討内容

検討内容

【職員に係る表彰】
 在職期間の短い職員が在籍
 ・任用形態の多様化…正規職員, 再任用職員, 任期付職員, 臨時職員, 非常勤職員等
 ・採用方法の多様化…年齢制限撤廃採用, 民間企業等経験者採用, 任期付職員からの登用
 人事評価の給与反映
 ・能力・実績による人事評価の給与反映(平成26年地方公務員法改正)
 ・本市では、平成30年度からは課長級以上の職員を対象に実施(給与反映は平成31年度)

【市長・副市長・教育長に係る表彰】
 ・行政運営の事務管理・執行の責任者…常勤の特別職
 ・表彰式の主催者, 表彰審査会の会長・委員(副市長, 教育長)

【弔慰金】
 ・贈呈予定者(約1,000人)のうち、約9割が職員(将来負担額32,600千円:平成30年4月1日時点)

方向性

職員を対象とした特別自治功労彰・自治功労彰・永年勤続表彰を廃止する。
 市長・副市長・教育長を対象とした特別自治功労彰・自治功労彰・自治表彰を廃止する。
 特別功労者・功労者である職員・市長・副市長・教育長の死亡に伴う弔慰金を廃止する。
 職員等への意見聴取を経て、平成31年2月定例会にて条例改正案提出、同年4月施行予定。

事務事業名	交通安全団体等活動推進費	事業開始年度	昭和30年度
担当部課名	防災安全部 防犯交通安全課	見直しの方向性	事業縮小
実施予定時期	平成32年度	財政効果(見込)額	1,536千円

1 事業概要

交通事故の発生を抑制するため、街頭指導事業や各交通安全推進団体を支援するとともに、連携して交通事故防止運動事業を行う。

事業費の主な内訳については、各交通安全推進団体への活動支援、交通指導員の報酬及び学童等交通誘導員の委託事業。

2 対象及び人数

学童等交通誘導員 2人

長後小学校の児童数 976人(平成30年4月5日現在)

当該横断歩道を通学する児童数 111人(平成29年12月18日調査時点)

3 事業継続の必要性及び課題

学童等交通誘導員事業については、当初県の事業として始まったが、信号機の設置や通学路変更などの代替措置が達成されたとの見解から平成21年度をもって終了した。これに伴い、本市においても各地区の事業を終了したが、長後小学校の通学路上の特定箇所においては、児童だけで横断することが危険であることから、市単独事業として継続している。

当該箇所では誘導員が配置されているにも関わらず、過去に事故が発生している危険な箇所であり、通学路の見直しが課題となっている。

4 見直しに向けた検討内容

検討内容

長後地区で実施している学童等交通誘導員事業については、信号機のない横断歩道での誘導であり、過去には誘導員が配置されているにも関わらず、事故が発生している危険な箇所であるため、児童が安全に通学できる通学路の見直しをPTA、学校とともに検討する。

藤沢北警察署と協議し、当該横断歩道については、将来的にも信号機が設置されないことなどをPTA、学校などへ説明することの承諾を得られたので、今後は、警察を交え、PTA、学校と協議を重ね、当該横断歩道を利用する児童の保護者に対してその場所の危険性について説明を行っていく。その後、通学路の見直しを行っていく。

方向性

当該横断歩道の危険性について、PTA、学校及びその場所を利用する児童の保護者に対し理解を求め、その後、通学路の見直しを行うとともに、学童等交通誘導員事業のあり方を協議していく。

平成31年度:警察を交え、PTA、学校及びその場所を利用する児童の保護者に対し、当該箇所の危険性を説明し、通学路の見直し及び学童等交通誘導員事業のあり方を協議していく。併せて、通学路の見直しに伴う環境整備を図っていく。

平成32年度:新しい通学路への変更。

事務事業名	防災設備等整備事業費	事業開始年度	平成24年度
担当部課名	防災安全部 防災政策課	見直しの方向性	事業縮小
実施予定時期	平成31年度	財政効果(見込)額	3,839千円

1 事業概要
 災害時に必要な防災備蓄資機材及び情報提供ツールや避難場所等の整備・充実を図るもの。

2 対象及び人数
 市民 約43万人

3 事業継続の必要性及び課題
 市は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、地域防災計画を策定し、これを実施する責務を有している。また、本市に重大な影響を及ぼす大規模地震や津波、近年多発する多様な自然災害に適切に対応するため、早期かつ着実に取組を進める必要がある。
 このような中、情報提供ツールとして独自の機能を有したスマートフォンアプリ「ふじさわ街歩きナビ」を整備・運用してきたが、現在では、ほぼ同様の機能を有した民間の防災アプリがあり、事業継続の必要性が低いと考える。

4 見直しに向けた検討内容

検討内容
 情報提供ツールであるスマートフォンアプリ「ふじさわ街歩きナビ」については、これまでLアラート連携や避難所への誘導、音声読み上げなど独自の機能を有していたが、現在では、ほぼ同様の機能を有した民間の防災アプリがある。また、本市と「情報発信等に関する包括協定」を締結しているヤフー株式会社の防災速報アプリにおいては、多数の利用者がおり、「ふじさわ街歩きナビ」より多くの人に情報提供することができている。
 このことから、年間の維持費を負担して事業を継続していく必要性は低くなったと考えられるため、前述の民間防災アプリとの比較、市民周知の方法など、廃止を含めた見直しを検討している。
 なお、平常時において地域情報や行政情報の提供を行っているが、廃止した場合に市民等に影響がでないようホームページやSNS等、多様な手段での情報提供に努める。

方向性
 平成31年4月頃から廃止に向けた周知を行い、遅くとも台風シーズンが終わる頃までには廃止したい。

事務事業名	地区社会体育振興協議会活動事業	事業開始年度	①昭和36年度 ②昭和49年度
担当部課名	生涯学習部 スポーツ推進課	見直しの方向性	事業統合
実施予定時期	平成31年度	財政効果(見込)額	—

1 事業概要

地域スポーツの推進を図るため、地区住民が家族や仲間と一緒に、身近な場所でスポーツ・レクリエーション活動ができる機会と、日常的にスポーツを楽しめる環境を提供し、健康増進・健康寿命の延伸、地域コミュニティの推進を図る。

- ・地区社会体育振興協議会活動費補助金:35地区×123,000円=4,305,000円
- ・各種スポーツ大会運営業務委託:35地区×150,000円=5,250,000円

2 対象及び人数

対象:各小学校区(35校)においてスポーツ・レクリエーション活動を行う市民

人数:平成29年度

各種スポーツ大会運営業務委託(地区レクリエーション大会等)の参加者数 13,718人

3 事業継続の必要性及び課題

①団体育成事業(地区社会体育振興協議会活動費補助金)においては、地区社会体育振興協議会がスポーツ・レクリエーション事業を円滑に行えるよう補助金を交付している。

②地区スポーツ推進事業(各種スポーツ大会運営業務委託)においては、地区社会体育振興協議会が実施するスポーツ・レクリエーション事業のうち1事業に対し、企画・PR・日程調整等の一切を行う業務を委託している。

上記①及び②の事業について、目的や事業内容が類似しており、内容の精査が必要とされていること、併せて事務手続きの煩雑さの解消が求められている。

4 見直しに向けた検討内容

検討内容

地区社会体育振興協議会と連携し、詳細について関係者へ説明を行い、事業の統合について、理解を得ていく。

財政効果ありきではなく、将来的な地区社会体育振興協議会のあり方について、アンケート調査を行うことや、地域の方々と協議する中で、状況に合わせた組織運営ができるよう進める。

方向性

①平成31年度から、2つの事業を統合することで、双方の事務負担の軽減を図るとともに、事業内容が重複しないよう整理し、年間を通じた地域のスポーツ・レクリエーション活動の推進を図る効果的な事業を行う。

②平成31年度以降、スポーツ・レクリエーション活動における地域性や、居住人口の差などによる運営の実態を把握し、各地区における課題を整理する。

事務事業名	学校体育施設開放事業費	事業開始年度	昭和49年度
担当部課名	生涯学習部 スポーツ推進課	見直しの方向性	事業縮小
実施予定時期	平成31年度	財政効果(見込)額	204千円

1 事業概要

子どもたちの夏休み期間中、5日間以内で市内小学校35校のプールを開放し、子どもたちのレクリエーションや泳力向上、また、親子のふれあいの場として、学校プール開放事業を行っている。

- ・開放区分:午前10時～12時 午後1時30分～3時30分
- ・主な経費:プール管理指導員謝礼 4,324,250円(1日5,100円 半日2,550円)

2 対象及び人数

対象:各小学校に通う子どもたち・未就学児を連れた親子 など
 人数:平成30年度利用人数→6,424人(大人:2,075人 子ども:4,349人)
 1日の平均利用人数→51人
 1日の最大利用人数→160人
 1日の最小利用人数→5人

3 事業継続の必要性及び課題

スポーツ施設に近接する小学校(秋葉台・鵜南)や、2つの小学校(御所見・大越)が近接している開放施設は利用人数が少ない。
 事業開始当初は、プール開放の際に職員が、子どもたちの泳力向上を目的とした水泳教室を行っていた。現在は、公共スポーツ施設において、指定管理者が教室・講習等の事業を行うとともに民間スクールが多数あるなど、別な形で子どもたちの泳力向上に向けた取組が充実している。

- ・平成29年度指定管理者におけるプール教室事業数
 八部→178回・4,265人、秋葉台→76回・2,213人、石名坂→216回・2,075人
- ・プール管理指導員については、監視・受付・清掃など、酷暑の中での作業に対する負担感、高齢化による担い手不足が生じている。

4 見直しに向けた検討内容

検討内容

地区社会体育振興協議会、各小学校と連携し、詳細について関係者へ説明を行い、事業の縮小について、理解を得ていく。

方向性

- ①平成31年度を目指し、費用対効果や必要性・効率性を踏まえ、利用人数の少ない小学校、近接している小学校について、1日当たりの平均利用人数が25人以下の次の4校を試験的に5日間から3日間に変更し、検証する。
 - ・1日当たりの平均利用人数(平成26年度～平成30年度):秋葉台小学校→15人
 鵜南小学校→11人
 御所見小学校→16人
 大越小学校→25人
 - ・財政効果:5,100円×5人×2回×4校=▲204,000円
- ②平成32年度を目指し、①の検証結果を踏まえ一律3日間の開放について協議し、事業の縮小が図れるか検討する。
 - ・財政効果:5,100円×5人×2回×31校=▲1,581,000円
- ③平成32年度以降、事業の継続性や課題を整理し、段階的な統合や廃止について検討する。

事務事業名	老人福祉施設建設助成費	事業開始年度	昭和49年度
担当部課名	福祉健康部 介護保険課	見直しの方向性	制度の見直し
実施予定時期	平成31年度	財政効果(見込)額	22,500千円 (起債発行額を含む)

1 事業概要
 社会福祉法人による特別養護老人ホーム整備事業に対して助成を行うもの。

2 対象及び人数
 特別養護老人ホームを整備する社会福祉法人

3 事業継続の必要性及び課題
 特別養護老人ホームは、様々な事情で在宅生活が困難となった高齢者のセーフティネットとしての役割を果たす施設であり、入所待機者の解消が課題となっている。
 本補助金は、特別養護老人ホームの整備を行う社会福祉法人の経済的負担を軽減することで、施設整備を促進し、待機者の解消を図るものであり、事業継続の必要性は高いものの補助制度のあり方について検討する必要がある。

4 見直しに向けた検討内容

検討内容

特別養護老人ホームの建設における助成については、整備が進まなかったことから1床あたりの補助単価額を200万円から350万円とした経過がある。今回の見直しにあたり他市の状況を調査したところ、本市の補助単価額は政令市を除く県内の市町村で最も高いことから、本来の補助単価額である200万円に引き下げること検討した。

一方、老朽化が進んでいる施設については、設備等の機能維持と長寿命化を図り、安定した運営を確保していく必要があるため、大規模改修に係る補助制度創設の検討を進める。

方向性

特別養護老人ホームの整備事業助成の見直しは、平成30年度からの第7期介護保険事業計画に位置付けた、施設整備計画に基づく公募により選定された事業者から適用する。

また、大規模改修に係る補助制度については、県に対して創設を要望するとともに、他市の状況や社会福祉法人の施設長会等において意見を伺いながら、補助対象や範囲などについて検討を進める。

事務事業名	老人福祉施設返済金助成費	事業開始年度	平成25年度
担当部課名	福祉健康部 介護保険課	見直しの方向性	事業縮小
実施予定時期	平成33年度	財政効果(見込)額	—

1 事業概要
 社会福祉法人が特別養護老人ホームを整備する際に、借り入れた元金の一部を助成し、経済的な負担を軽減し、施設運営の健全化を図る。

2 対象及び人数
 社会福祉施設の整備のための貸付け等を行っている独立行政法人福祉医療機構等から借り入れを行って特別養護老人ホームの整備を行った社会福祉法人

3 事業継続の必要性及び課題
 特別養護老人ホームの整備に係る社会福祉法人の負担軽減を図るため、県(3/4)と市(1/4)の協調補助により進めてきたものであるが、平成16年度に県が本制度を廃止した。現在では、本市と横須賀市の2市のみが独自補助制度を存続させている状況から、制度の継続について検討する必要がある。

4 見直しに向けた検討内容

検討内容
 現要綱においては、特別養護老人ホームの整備に係る借入金の償還に対し、元金の一部を補助していたものであるが、平成29年度に終了する第6期介護保険事業計画以前の計画に基づいて整備する施設までを補助対象とする改正を行う。

方向性
 特別養護老人ホームの補助については、施設運営の健全化を図る目的で、社会福祉法人が借り入れた元金の一部を市が助成しているものである。県内では本市と横須賀市のみが実施している状況であることから、平成29年度に終了する第6期介護保険事業計画に位置付けて整備する特別養護老人ホームを補助対象とし、平成30年度から始まる第7期介護保険事業計画以降の施設整備に係る本制度については廃止する。

事務事業名	心身障がい者介護手当	事業開始年度	昭和50年度
担当部課名	福祉健康部 障がい福祉課	見直しの方向性	事業の再構築
実施予定時期	平成33年度	財政効果(見込)額	—

1 事業概要

常時介護を必要とする在宅の重度心身障がい者(4歳以上65歳未満の1・2級の肢体不自由, 内部障がい及び視覚障がい(未就学に限る)の身体障がい者手帳の人又は療育手帳A1・A2の人)を介護している人に対して月額7,000円の手当を支給する。

※介護保険法の規定による保険給付の対象となるサービスの提供を受けている人を除く。

2 対象及び人数

	27年度	28年度	29年度
延べ支給対象者数	2,972人	2,985人	3,016人

3 事業継続の必要性及び課題

平成21年度に行われた事業仕分けにおいて, 在宅で重度心身障がい児者を介護する人の負担を軽減するために, 市としては, サービス提供基盤の整備を優先すべきであり, 障がい特性に即した福祉サービスの充実が図られた後に当該手当を廃止することとされた。

平成22年度に, 放課後等児童デイサービスについては, 施設整備費の助成及び支援員配置加算, ショートステイについても支援員配置加算の助成を行い, 平成24年度には, 24時間365日対応できるように3市1町による広域連携事業として, 障がい福祉サービス等地域拠点事業を開始し, 重度障がい者の受け入れにおいて一定の実績を残した。

しかしながら, 湘南東部障がい保健福祉圏域に重症心身障がい児者のための入所施設がなく, 介護者の大幅な負担軽減が図られていないため, 当該手当の支給を継続している。

入所施設については, 「ふじさわ障がい者プラン2020『きらりふじさわ』中間見直し」の中で誘致に努めることとしており, 引き続き施設整備に取り組む一方で, 障がい者福祉費全体の扶助費が増大していることから, 事業内容の見直しが必要である。

4 見直しに向けた検討内容

検討内容

他市に比べて, 本市の支給額の水準が高いことから, 支給額の見直しを行う。
支給額の見直しと併せて, 介護者の負担軽減を図るため, 日中一時支援事業の制度見直しを検討する。

方向性

支給額の見直しについては, 障がい者の生活への影響が及ぶものであるため, 障がい者福祉に係る現行計画(計画期間は平成32年度まで)の改定作業に合わせて, 今後, 障がい者総合支援協議会や障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会において各委員からの意見聴取等を実施するなど, 平成33年度の実施に向けて検討を行う。

事務事業名	障がい者福祉手当	事業開始年度	昭和43年度
担当部課名	福祉健康部 障がい福祉課	見直しの方向性	制度の見直し
実施予定時期	平成33年度	財政効果(見込)額	—

<p>1 事業概要</p> <p>【藤沢市障がい者福祉手当(市単独手当分)】 市内に居住する20歳未満の人、又は個人市町村民税が課税されていない20歳以上65歳未満の人で次のいずれかに該当する人に対して、月額4,000円の手当を支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①身体障がい者手帳1～3級の人 ②療育手帳A1・A2・B1(知能指数50以下)の人 ③精神障がい者保健福祉手帳1・2級の人 <p>※障がい児福祉手当, 特別障がい者手当又は経過的福祉手当を受給している人, 施設等(老人ホームを除く)に入所している人を除く。</p>											
<p>2 対象及び人数</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> <td>29年度</td> </tr> <tr> <td>延べ支給対象者数</td> <td>66,251人</td> <td>66,672人</td> <td>67,307人</td> </tr> </table>					27年度	28年度	29年度	延べ支給対象者数	66,251人	66,672人	67,307人
	27年度	28年度	29年度								
延べ支給対象者数	66,251人	66,672人	67,307人								
<p>3 事業継続の必要性及び課題</p> <p>重度又は中度の障がい者等の生活の安定と福祉の増進を図るために重要な事業であるが、藤沢市障がい者福祉手当(市単独手当分約2.7億円)について、対象者の増加に伴い事業費が増大していることから、持続可能な事業とするための見直しが必要である。</p>											
<p>4 見直しに向けた検討内容</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>検討内容</p> <p>他市では、障がいの程度により、支給額が異なることから、支給額及び対象者の見直しを検討する。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>方向性</p> <p>支給額及び対象者の見直しについては、障がい者の生活への影響が及ぶものであるため、障がい者福祉に係る現行計画(計画期間は平成32年度まで)の改定作業に合わせて、今後、障がい者総合支援協議会や障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会において各委員からの意見聴取等を実施するなど、平成33年度の実施に向けて検討を行う。</p> </div>											

事務事業名	障がい者等医療助成費	事業開始年度	昭和47年度
担当部課名	福祉健康部 福祉医療給付課	見直しの方向性	制度の見直し
実施予定時期	平成33年度	財政効果(見込)額	—

1 事業概要

身体障がい者手帳1から3級の人, 精神障がい者保健福祉手帳1, 2級の人, 知能指数50以下の人, 65歳以上で身体障がい者手帳の4級の一部及び65歳以上で3か月以上ねたきりの人に対して, 入院・通院に係る医療費の自己負担分(入院時標準負担額を除く)を助成する。

2 対象及び人数

	27年度	28年度	29年度
延べ受給者数	131,961人	133,516人	135,741人

3 事業継続の必要性及び課題

障がい者等の医療に係る経済的負担を軽減し, 保健の向上及び福祉の増進を図ることは重要であるが, 対象者も年々増加傾向にあり, また, 県補助要綱の見直し(年齢制限, 所得制限, 一部負担金の導入)に伴い, 県の補助金額も減少し, 財政的負担が増大している。

県補助要綱 年齢制限 : 65歳以上対象外

所得制限 : 特別障害者手当における所得限度額を超える人対象外

一部負担金: 通院1回200円, 入院1日100円

4 見直しに向けた検討内容

検討内容

本事業を持続可能な制度とするために, 県が補助要綱で年齢制限などを設けたことについて, 本市も適用することの可否, さらに, 対象範囲の適正化についても検討していく。

方向性

事業内容の見直しについては, 障がい者の生活に影響が及ぶものであるため, 障がい者福祉に係る現行計画(計画期間は平成32年度まで)の改定作業に合わせて, 今後, 障がい者総合支援協議会や障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会での各委員からの意見聴取等を実施するなど, 平成33年度の実施に向けて検討を行う。

事務事業名	障がい者等福祉タクシー助成事業費	事業開始年度	昭和61年度
担当部課名	福祉健康部 障がい福祉課	見直しの方向性	制度の見直し
実施予定時期	平成33年度	財政効果(見込)額	—

1 事業概要

重度の障がい者等の行動範囲の拡大や社会参加の促進を図るため、福祉タクシー利用券の助成を行う。

①利用券(距離制運賃用):一人当たり月額2,400円分(600円券×3枚+300円券×2枚)
 ②利用券(時間制運賃用):一人当たり月2枚(初乗り運賃30分利用相当額)
 ※①又は②を対象者に交付する。ただし、じん臓機能障がい1級で人工透析を受けている人には1.5倍の割増交付を行う。

2 対象及び人数

身体障がい者手帳(上肢・内部1級, 体幹・下肢3級以上, 視覚2級以上)の人, 療育手帳A1・A2の人, 身体障がい者手帳3級かつ知能指数50以下の人, 精神障がい者保健福祉手帳1級の人, 特定医療費(指定難病)医療受給者証又は特定疾患医療受給者証所持者。

	27年度	28年度	29年度
利用券交付者数	7,618人	7,749人	7,849人

3 事業継続の必要性及び課題

重度の障がい者等の行動範囲の拡大や社会参加の促進を図るために重要な事業であるが、障がい福祉費全体の扶助費が増大していることから、持続可能な事業とするための見直しが必要である。

4 見直しに向けた検討内容

検討内容

現在、利用実態を把握するための調査を行っており、その結果を踏まえて、助成額の引き下げや対象者の見直し等を検討する。

方向性

事業内容の見直しについては、障がい者の生活への影響が及ぶものであるため、障がい者福祉に係る現行計画(計画期間は平成32年度まで)の改定作業に合わせて、今後、障がい者総合支援協議会や障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会において各委員からの意見聴取等を実施するなど、平成33年度の実施に向けて検討を行う。

事務事業名	要援護高齢者福祉タクシー助成事業費	事業開始年度	平成元年度
担当部課名	福祉健康部 福祉医療給付課	見直しの方向性	制度の見直し
実施予定時期	平成32年度	財政効果(見込)額	—

1 事業概要

65歳以上の在宅ねたき高齢者台帳登録者(在宅において、ねたきの状態が6か月経過し、登録した人)が通院等で福祉タクシー(リフト付キャブ)を利用する際にかかる費用に対し、助成券を交付し、経済的援助を行う。

利用券(時間制運賃):一人当たり月2枚(初乗り運賃30分利用相当額)

2 対象及び人数

65歳以上の在宅ねたき高齢者台帳登録者

対象者 平成29年度4月 133人

平成30年度4月 139人

平成29年度実績

・交付者数:56人 ・交付率:42.1% ・交付枚数:938枚 ・利用枚数:454枚

・利用率:48.4%

3 事業継続の必要性及び課題

在宅で寝たきり状態の高齢者が通院などで外出する際には、リフト付きなどの福祉タクシーが必要となることから、本事業の利用により経済的負担の軽減を図ることができる。しかしながら、利用数の増加や初乗り30分という時間制料金により、財政的な負担が増大していることから、持続可能な事業とするための見直しが必要である。

4 見直しに向けた検討内容

検討内容

要援護高齢者タクシー助成事業においては、「藤沢市在宅福祉タクシー利用助成要綱」に基づき実施している。

現在利用実態を把握するための調査を行っており、その結果を踏まえて、助成方法や対象者の見直しを検討する。

方向性

障がい者等福祉タクシー助成事業と調整を取りながら、時間制運賃から距離制運賃への変更や対象年齢の引き上げ等について検討する。

事務事業名	敬老会事業費	事業開始年度	昭和49年度
担当部課名	福祉健康部 地域包括ケアシステム推進室	見直しの方向性	事業の再構築
実施予定時期	平成32年度	財政効果(見込)額	—

1 事業概要

高齢者の長寿を祝うため、敬老会を開催し、高齢者福祉の増進及び敬愛思想の高揚を図る。

2 対象及び人数

83歳以上の市民(平成30年度対象者:20,621人,平成29年度対象者:19,291人)

3 事業継続の必要性及び課題

本事業は、長年、社会に貢献されてこられた高齢者に対し、感謝の気持ちを込めて、その長寿を地域をあげてお祝いするとともに、高齢者福祉の増進及び敬愛思想の高揚を図る事業として、広く地域に浸透しており、多くの高齢者が、本事業への参加を励みに健康増進に取り組むなど、開催を心待ちにしていることから、継続実施が望まれる。

しかしながら、高齢化の進展に伴う対象者数及び参加者数の増加により、開催場所の確保の問題、移動に伴う参加者・従事者の負担、参加率の低さ、さらに財政面として敬老会経費の約6割を占める送迎バスの費用などの課題がある。

4 見直しに向けた検討内容

検討内容

開催方法の検討

(自治会・町内会単位など、地域の実情に応じたより身近な場所での開催に対する補助事業への転換)

スケジュール(予定)

平成30年11月～ ①地区社会福祉協議会連絡協議会において補助内容等を説明予定

②各地区への説明及び新たな実施手法の協議を予定

方向性

平成29年度に実施した民生委員児童委員へのアンケート結果や、平成30年度に実施した地区社会福祉協議会・地区民生委員児童委員協議会・市民センター公民館事務局へのアンケート結果及び外部評価委員会のご意見などを踏まえ、地区の主体性やより身近な場所で開催できるような視点から、各地区の関係団体等と協議を行い、敬老会の開催手法について見直しを行う。

事務事業名	在宅福祉サービス関連事業	事業開始年度	昭和49年以降ほか
担当部課名	福祉健康部 地域包括ケアシステム推進室	見直しの方向性	制度の見直し
実施予定時期	平成32年度	財政効果(見込)額	—

1 事業概要

- ①寝具乾燥消毒事業・・・布団干しが困難な在宅高齢者の使用する寝具の丸洗い消毒乾燥を、市民税非課税者に対しては毎月、市民税課税者に対しては偶数月に実施する。
- ②緊急通報システム事業・・・慢性疾患等により日常生活上注意を要する状態にある高齢者を対象に、緊急通報装置を貸与し、緊急時の対策及び日常の相談を受け、不安を解消するとともに定期的な安否確認を行う。
- ③紙おむつ支給事業・・・ねたきりや認知症等により常時紙おむつを必要とする在宅高齢者等に毎月紙おむつを支給し、本人及び介護者等の経済的・精神的負担の軽減を図る。

2 対象及び人数

- ①寝具乾燥消毒事業・・・65歳以上のねたきり在宅高齢者など(平成29年度末登録者数:110人)
- ②緊急通報システム事業・・・65歳以上の在宅で生活する慢性疾患等により日常生活上注意を要する人のうち、ひとり暮らしや65歳以上の人のみの世帯に属する人。または、同居者の就労等によりこれに準ずるものと認められる人。(平成29年度末利用者数717人)
- ③紙おむつ支給事業・・・要介護4又は要介護5に認定されている40歳以上の在宅高齢者等で、本人の年間所得が400万円未満の人。または、要支援1から要介護3に認定されている65歳以上の在宅高齢者等で、市民税非課税世帯に属する人。(平成29年度実績1,022人)

3 事業継続の必要性及び課題

- ①寝具乾燥消毒事業
寝具類の清潔保持は、ねたきり高齢者等が健康で衛生的な生活を送る上で重要なため、本事業の継続が必要である。一方で利用要件に不明確な点もあり、他のサービスとの公平性を保つためにも、利用要件の設定について検討を行う。
- ②緊急通報システム事業
緊急通報システムは、高齢化社会で在宅高齢者の安心・安全のために重要な事業である。必要としている人にサービスを行き渡らせるため、本事業を継続していくには民間事業者への委託、及び利用者の費用負担を検討していく必要がある。
- ③紙おむつ支給事業
本事業の実施により、利用者やその介護者等の経済的負担や、購入にかかる労力の軽減に繋がっており、事業継続の必要性は高いと考えている。限られた財源の中でより効果的に事業が実施されるよう、利用者ニーズの把握、対象品目や支給対象者、及び利用者負担の導入について検討していく。

4 見直しに向けた検討内容

検討内容

- ①寝具乾燥消毒事業
利用要件の見直し。要支援1～要介護5の市民税非課税世帯の人は毎月、市民税課税世帯の人は隔月で実施とし、介護の等級はないがねたきり台帳に登録されている人は利用できることとするなど。
- ②緊急通報システム事業
現在9社会福祉法人を受信センターとして、法人ごとにNTTのリース機器を設置している。民間システムが普及し、機能が向上している中で、受信センターの役割は民間で賄うことも可能と考えられるが、新たな緊急通報システムの導入に向けた検討に当たっては、9法人と十分な協議を行う必要がある。併せて、利用者の一部負担金の導入についても検討する。
- ③紙おむつ支給事業
見直しの想定パターン
1:利用要件は現行のままとし、利用者の一部負担を検討 2:介護度に応じた利用制限の検討

方向性

- ①寝具乾燥消毒事業
平成31年度当初からの要綱の改定を目標とし、検討・調整を行う。利用者負担については、今後、検討していく。
- ②緊急通報システム事業
平成30年度から平成31年度中に自己負担額の導入や民間事業者への委託について、社会福祉法人等と十分に検討していき、平成32年度中の見直しを目標とする。
- ③紙おむつ支給事業
平成30年度から平成31年度中にアンケートを実施し、事業内容の見直しを図り、平成32年度中の変更を目標とする。

事務事業名	介護保険利用者負担軽減対策事業費 (社会福祉法人等による利用者負担額軽減)	事業開始年度	平成12年度
担当部課名	福祉健康部 介護保険課	見直しの方向性	事業縮小
実施予定時期	平成33年度	財政効果(見込)額	1,580千円

1 事業概要

本市に申し出を行った社会福祉法人が生活困窮者の利用者負担(1割負担, 食費及び居住費)の軽減を行った場合に, 当該法人の軽減額に応じて補助金を交付している。

社会福祉法人の 利用者軽減額	補助額 ※市基準 (市 → 社会福祉法人)	※参考 補助額 ※国基準
利用者負担の 1/4	軽減額(利用者負担の1/4) - (軽減額×1%)の 1/2	軽減額 - (利用者全員の負担額×1%)の 1/2

2 対象及び人数

生活困窮者に対して軽減を行った社会福祉法人
平成28年度 10法人(補助対象者数24人) 平成29年度 11法人(補助対象者数30人)

3 事業継続の必要性及び課題

生活困窮者への利用者負担の軽減は必要ではあるが, 中でも, 社会福祉法人に対する補助については, これまで, 法人によるこの制度の実施を促進するため, 国の基準を上回る市独自の基準による補助額を交付しているが, 県内で独自の補助を設けている自治体は, 本市のみであり, 補助継続について検討する必要がある。

4 見直しに向けた検討内容

検討内容

平成30年度からの第7期介護保険事業計画には本事業を位置づけていることから, 計画期間中については, 市独自の補助を継続するが, 他市の状況等を踏まえ, 平成33年度からの第8期介護保険事業計画以降は, 補助基準を国基準に改正することについて検討を行う。

方向性

社会福祉法人の施設長会等において, 本事業への意見を聞きながら, 補助基準の見直しを行う。

事務事業名	給食サービス事業費	事業開始年度	平成元年度
担当部課名	福祉健康部 地域包括ケアシステム推進室	見直しの方向性	事業廃止
実施予定時期	平成31年度	財政効果(見込)額	6,422千円 (一般会計繰出額)

1 事業概要

一人暮らし高齢者等の世帯で、食事の確保に支障のある人に対し、昼食の配達をするとともに、安否確認を行う。

2 対象及び人数

実利用者数・配食数の直近5年間の推移
 平成25年度:328人・30,359食
 平成26年度:320人・28,436食
 平成27年度:276人・26,188食
 平成28年度:231人・24,876食
 平成29年度:190人・20,413食

3 事業継続の必要性及び課題

平成30年度末をもって廃止と決定したため、利用されている方だけでなく、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等に周知を行っている。また、配食センターやケアマネジャー等と連携をとりながら、他の民間サービスへの移行などに向け、個別に丁寧に対応している。

4 見直しに向けた検討内容

検討内容

介護保険サービスの利用(ヘルパー、デイサービス等)や民間の配食サービスの普及、及び実利用者数が減少する中で、公的サービスとしての必要性等を検証し、平成30年度末をもって廃止と決定した。

方向性

平成30年度末をもって事業終了(介護保険事業費特別会計にて実施の事業)

事務事業名	福寿医療助成費	事業開始年度	平成21年度
担当部課名	福祉健康部 福祉医療給付課	見直しの方向性	事業廃止
実施予定時期	平成31年度	財政効果(見込)額	3,383千円

1 事業概要

社会に貢献してきた高齢者に敬意を表し、一層の健康と長寿を願い、100歳以上の高齢者(障がい者等医療費助成や生活保護受給者等を除く)に対し、入院・通院に係る医療費の自己負担分(入院時の標準負担額を除く)を助成する。

2 対象及び人数

	27年度	28年度	29年度
延べ受給者数	1,842人	1,833人	1,964人

3 事業継続の必要性及び課題

社会に貢献してきた高齢者に敬意を表し、入院・通院に係る医療費の助成を行うことにより、対象となる高齢者の医療に係る経済的負担が軽減される。しかしながら、県内でこの制度を導入している市町村はなく、また、超高齢社会の進展に伴い対象者が毎年増加することにより、財政的負担が増大している。

4 見直しに向けた検討内容

検討内容

人生100年時代と言われる中で、高齢者を対象とする福祉・介護・医療をはじめとする生活支援サービスは民間、行政ともに充実してきている。一方本市では、藤沢型地域包括ケアシステムの推進に向け、「支えあいの地域づくり」をめざし、相談支援体制の強化や、地域づくりの支援に取り組んでおり、財源の確保は重要な課題となっている。今後はそのような支えあいの地域づくりなどへの支援に、必要な財源を確保するという視点から、本事業の廃止について検討する。

方向性

本事業は平成30年度末をもって廃止とするが、経過措置として現行制度利用者に対しては継続して助成を行う。

なお、重度障がいや3か月以上ねたきり状態などになった場合は、障がい者等医療助成制度の対象となる。

事務事業名	敬老祝金事業費	事業開始年度	昭和49年度
担当部課名	福祉健康部 福祉医療給付課	見直しの方向性	事業縮小
実施予定時期	平成32年度	財政効果(見込)額	—

1 事業概要

長年にわたり、社会の進展に尽くしてきた高齢者に、敬愛の意を表し、長寿を祝うことを目的とし、90歳に祝金を5,000円、100歳になる誕生月に市長の訪問により、祝金20,000円と色紙・記念写真・花束を贈呈する。

2 対象及び人数

90歳:1,350人 100歳:135人 ※平成30年9月10日現在

3 事業継続の必要性及び課題

長年、社会に貢献された高齢者に対し敬愛の意を表し、その長寿を祝うことは大切であるが、対象者の増加に伴う財政負担が増大している。

4 見直しに向けた検討内容

検討内容

高齢者人口の推移や、平均寿命の上昇などからも、今後の対象者数増加が見込まれる中、将来的な財政負担の課題を踏まえ、祝金の内容について見直しを検討する。

なお、過去に祝金制度の変更をしている。

平成22年度:金額変更 90歳 10,000円→5,000円, 100歳 30,000円→20,000円

平成29年度:80歳祝金の廃止

方向性

平成30年度に実施した外部評価委員会の意見や過去の経緯、さらに他市町村の状況も参考にしながら、祝金のあり方について検討し、必要な見直しを行う。

事務事業名	高齢者いきいき交流事業費	事業開始年度	平成22年度
担当部課名	福祉健康部 福祉医療給付課	見直しの方向性	制度の見直し
実施予定時期	平成32年度	財政効果(見込)額	—

1 事業概要

健康増進や介護予防を目的として、本市在住の70歳以上の高齢者を対象に、本市指定のほり・きゅう・マッサージ治療院で施術(治療)を受けたときに要する費用、市内公衆浴場・いきいきシニアセンター(老人福祉センター)での入浴に要する費用、鶴沼(八部)運動施設等の公設スポーツ施設及び保健医療センタートレーニング室の利用に要する費用の一部を助成する。

助成券は1枚100円で、1か月あたり10枚、年間120枚を上限として、申請のあった月から交付する。

2 対象及び人数

市内在住の70歳以上の希望者 平成29年度交付者数44,029人

3 事業継続の必要性及び課題

本事業は高齢者の健康増進及び介護予防、外出機会の創出を目的としている。70歳以上であれば誰でも利用できるものであり、現在利用者は4万人以上となっている。以前行った「高齢者の保健・福祉に関する調査」では、「現在利用しており、今後も利用したい」や「現在は利用していないが、今後利用したい」と答えた割合が全体の76.2%を占めているため、一定の事業効果はあると考えている。

しかしながら、交付枚数に対する利用率が低く留まる一方で、対象者の増加による財政的負担が増大していること、また、利用できる施設が特定の地域に偏っていることが課題となっている。

4 見直しに向けた検討内容

検討内容

利用実態を把握するため、平成30年度の助成券にアンケートを同封し発送しており、その結果を踏まえ、利用施設のあり方、助成方法・対象年齢等の見直しを行っていく。

また、協定を締結している事業者と十分に協議を重ね、今後の事業展開を検討していく。さらに、他市町村での取組事例の調査も行う。

方向性

現行制度を継続する場合には、対象年齢・助成金額等の見直しを行う。また一方で、少ない財政負担で健康増進・介護予防に繋がるような事業のあり方を検討する。

事務事業名	ふれあい入浴事業費	事業開始年度	平成22年度
担当部課名	福祉健康部 福祉医療給付課	見直しの方向性	制度の見直し
実施予定時期	平成31年度	財政効果(見込)額	4,444千円

1 事業概要

公衆衛生の確保及び地域交流の活性化を促すため、市内の公衆浴場において、高齢者や親子向けのふれあい入浴事業等を藤沢浴場組合への委託により実施。

- ①高齢者サービスデー(毎週水曜日 65歳以上の市民:100円負担)
- ②親子ふれあい入浴デー(毎週金曜日 小学生以下の子(無料)とその保護者:100円負担)
- ③イベントデー(月1回 中学生以上:100円負担 小学生以下:無料)

2 対象及び人数

対象は市民で ①65歳以上 ②小学生以下の子とその保護者 ③市民 約43万人

3 事業継続の必要性及び課題

本事業は、地域住民の世代を超えた交流や公衆衛生の確保に一定の役割を果たしていると考えられるが、課題としては、公衆浴場への運営費補助的な側面が強いことや、浴場が限られた地域にしかないため、地域外の方の利用頻度が少ないことが挙げられる。さらに、高齢者の増加に伴う事業費の増加により、財政的な負担が増大している。

4 見直しに向けた検討内容

検討内容

本事業は限られた地域にある浴場に対する助成事業であり、財政的な負担も大きいことから、利用者負担額や対象年齢の変更の検討を行う。

今後も委託事業として継続していくのか、補助事業に転換していくのか検討する。

方向性

平成31年度については、各イベントデーの中学生以上の利用者負担額を増額するとともに、これからも、他市町村の状況なども参考にしながら、藤沢浴場組合と十分に協議を重ね、事業の見直しを図っていく。

事務事業名	地域子育て支援センター事業費	事業開始年度	平成5年度
担当部課名	子ども青少年部 子育て企画課	見直しの方向性	実施手法の見直し
実施予定時期	平成32年度	財政効果(見込)額	—

1 事業概要

地域の中で安心して出産・子育てができる支援体制の充実を図るため、4支援センターに子育てアドバイザーを配置し、子育てひろばの開催や子育て支援に関する講習など、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点とし、子育て支援センターの運営を行う。本市の運営内容としては3箇所を直営、1箇所を社会福祉法人に委託しており、直営の子育て支援センターには6人の子育てアドバイザーと、辻堂・六会子育て支援センターには保健師(平成30年度は助産師)・栄養士を配置している。

2 対象及び人数

個人(未就学の子と親)及び妊婦

3 事業継続の必要性及び課題

少子化、核家族化等の社会背景の中、子どもとふれあう経験が少ないまま初めて子育てしている人や、近くに頼れる人がいない中で子育てをしている人がいる。不安感や孤立感を軽減し、安心して出産・子育てができるような支援体制の強化を図るためには、いつでも、だれでも利用でき、子育てに関する相談や情報提供が受けられる子育て支援センターの設置は必要不可欠である。子育て世代が抱える問題が多様化・複合化している現在、それらの問題に一元的に対応することや、アウトリーチ型の支援も子育て支援センターに求められている。

しかし、他市では子育て支援センターの運営を業務委託や指定管理で行っているところも多いため、引き続き運営体制を検討していく。

また、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が平成32年4月に施行されることに伴い、現在特別職非常勤職員として任用している子育てアドバイザーの任用形態や、支援センターの運営内容が変更となる可能性があることも、今後のあり方を考える上で課題となる。

4 見直しに向けた検討内容

検討内容

近隣市との比較では、茅ヶ崎市は4箇所のうち3箇所を社会福祉法人に、1箇所をNPO法人に委託している。鎌倉市は4箇所のうち3箇所を社会福祉法人に、1箇所は指定管理者制度を導入しNPO法人が管理している。

今後、他市の職員体制や事業内容等、近隣市のみでなく範囲を広げて詳細を調査し、本市との比較を行った上で、平成31年度前半までに支援センターに従事する職員の適正な人数や専門職としての従事者の必要性を検証していく。

方向性

本市の子育て支援における支援センターの役割を維持しつつ、運営体制の変更ができるかどうか、平成31年度中に一定の方向性を出す。

事務事業名	幼児教育振興助成費	事業開始年度	平成3年度
担当部課名	子ども青少年部 保育課	見直しの方向性	制度の見直し
実施予定時期	平成32年度	財政効果(見込)額	—

1 事業概要
 幼児教育の振興充実と保護者の経済的負担の軽減を図るため、教材教具等の購入費、及び園児・教職員の健康管理事業費について、補助金を交付するもの。

2 対象及び人数
 対象:市内私立幼稚園及び幼児教育施設の教材教具等の購入費、及び園児・教職員の健康管理事業に係る費用
 対象園:市内私立幼稚園 32園, 市内幼児教育施設 13園

3 事業継続の必要性及び課題
 本補助金に関しては、県私学助成にも同様の補助メニューがあるが、保護者負担の軽減を目的とした上乗せ補助であり、法人立保育所に対しては、公定価格を補完する目的で運営費に関して様々な補助メニューがあるため、保護者負担において、認可保育所と幼稚園とで著しい差が生じないよう、基準等の見直しを行いながら、事業を継続する必要がある。
 また、幼児教育の無償化を来年度に控えているため、保育料が無償になる代わりに保護者の実費負担が増えることのないような対策も必要である。
 さらに、幼児教育施設に関しては、本補助金が施設運営の重要な財源となるため、事業の継続は必要不可欠である。
 しかしながら、同様の補助制度がある近隣他市と比較して、補助単価が高いこと、「園割」・「園児割」の両方の単価に基づく積算方法となっていることの根拠が明確となっていないことなどから、補助単価の見直しは必要である。

4 見直しに向けた検討内容

検討内容
 基本的には補助金単価の見直しを図るが、来年度は幼児教育の無償化が実施されるため、幼稚園や幼児教育施設に対する需要の変化が予測される。無償化による幼稚園等への影響を十分に見極めた上で、補助金単価の見直しを図りたい。
 現在のところ、無償化に関して詳細な部分が国から示されておらず、本市における無償化そのものの制度設計ができていないため、今後も国の動向に注視し、制度設計を早急に進める。
 その上で、早い段階で影響が判断できるようであれば、平成32年度の実施に向けて、各幼稚園・幼児教育施設に対して周知を図っていく。

方向性
 幼児教育の無償化が与える幼稚園、幼児教育施設への影響を考慮しつつ、現制度の見直しを検討する。

事務事業名	法人立保育所運営費等助成事業費	事業開始年度	平成2年度
担当部課名	子ども青少年部 保育課	見直しの方向性	制度の見直し
実施予定時期	平成33年度	財政効果(見込)額	—

1 事業概要

法人立認可保育所の保育内容の向上及び施設運営の安定を図るため、設置者の社会福祉法人等に対して保育所の運営費等を助成する。

2 対象及び人数

市内法人立認可保育所:57施設(平成30年度)
 市外法人立認可保育所(法外扶助費のみ):約40施設

3 事業継続の必要性及び課題

児童が安心して安全な保育を受けるためには、保育所の運営が継続的に安定したものでなければならない。そのためには人件費助成を主な目的としている運営費助成が必要不可欠である。
 また、喫緊の課題である保育士不足や待機児童の解消に向けた対応が急務となっており、民間保育園設置法人代表者会や民間保育園園長会から、保育士確保のための様々な支援等に関する要望が出されている。
 さらに、本事業費は、待機児解消のために行う施設整備等に伴い増額となるものであり、「市政運営の総合指針2020」においては、「法人立保育所等施設整備助成事業費」とともに、重点事業として扱われている。
 しかしながら、他市と比較して、人件費に関する助成単価が高く、各種補助制度も充実しており、それらを市の施策として独自に実施しているため、事業費全体に占める一般財源が大きく、金額も年々増加している、といった課題も生じている。

4 見直しに向けた検討内容

検討内容

基本的には、保育所運営等業務委託における人件費等の助成単価や、各種補助金に関して補助率などの見直しを行うが、現在保育士不足が顕著である本市は、保育士確保が急務であることから、現職保育士の離職防止の観点においても、人件費助成が中心となっている本事業費の来年度からの見直しは困難な状況である。
 来年4月からの保育施設利用申込みが始まる中、依然、保育士不足による入所児童の調整が続いており、来年度保育士確保が急激に進むことは考えにくい。状況を鑑みながら、その対応を検討する。
 加えて、待機児童解消に向けた今後の取組の方向性を見極めた上で、各種補助事業についての補助率の見直しを検討し、法人側の理解を求めていく。

方向性

本市にとって保育士不足は喫緊の課題であるため、人件費に対する助成は重要である。そのため、人件費部分については、保育士不足が一定解消された段階で、単価等の見直しを検討する。また、その他の助成メニューの単価等については、公定価格の現状や他市の状況を調査した上で見直しを行う。

事務事業名	青少年指導員活動費	事業開始年度	昭和44年度
担当部課名	子ども青少年部 青少年課	見直しの方向性	制度の見直し
実施予定時期	平成32年度	財政効果(見込)額	—

1 事業概要

各地区青少年育成協力会及びPTAからの推薦により県・市が委嘱した青少年指導員が、各地域や市全域において次の青少年の健全育成活動を行う。

①青少年の体験活動 ②青少年団体の育成及び支援 ③青少年に望ましい地域づくりの推進 ④青少年に関する相談及び支援 ⑤青少年に関する調査及び情報提供 ⑥青少年の非行防止を図るための街頭指導

- ・月額報酬 5,300円
- ・任期 2年(平成30年4月1日～平成32年3月31日)

2 対象及び人数

青少年指導員224人(16人×14地区)

3 事業継続の必要性及び課題

青少年の健全育成と非行防止を図るために、側面的に援助・指導する地域活動推進の担い手である青少年指導員の役割は重要であり、継続が必要である。

しかしながら、他市に比べ報酬額が高い実情を踏まえ、支払金額について検討の必要がある。

また、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が平成32年4月に施行されることに伴い、現在特別職非常勤職員として任用している青少年指導員について、任用形態の整理・検討が必要である。

4 見直しに向けた検討内容

検討内容

他市に比べ報酬額が高い実情を踏まえ、青少年指導員協議会との協議を行いながら、支払金額の引き下げについて検討を行う。また、特別職非常勤職員としての任用ができなくなるため、それに代わる支払方法についても検討を行う。

方向性

平成31年度上半期までに、他市の状況を勘案しながら、支払金額について検討を行うとともに、支払方法について、他市の事例等を参考にしながら検討を行う。

見直しの時期については、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が施行される平成32年4月とする。

事務事業名	青少年施策推進費	事業開始年度	昭和33年度
担当部課名	子ども青少年部 青少年課	見直しの方向性	休止・廃止
実施予定時期	平成31年度	財政効果(見込)額	1,467千円

1 事業概要

青少年を取り巻く諸問題に対処するため、青少年関係機関との連絡調整を図り、青少年の指導育成等に対する総合的施策の樹立について必要な重要事項の審議を行うとともに、青少年育成活動推進功労者の表彰等を行う。

2 対象及び人数

市民 約43万人

3 事業継続の必要性及び課題

【青少年問題協議会】

地方青少年問題協議会法、藤沢市青少年問題協議会条例に基づき藤沢市青少年問題協議会を設置し、青少年を取り巻く諸問題に対して効果的な施策が展開できるよう協議検討をしてきたが、現在、青少年に関する施策は、子ども・子育て支援事業計画に位置付け、子ども・子育て会議において進捗管理を行っているという状況もあり、青少年問題協議会と子ども・子育て会議の役割等について、整理を行う必要がある。

【青少年育成活動推進功労者表彰】

青少年の健全育成に熱意をもってあたり、地域活動に努力した個人または団体に対し、その功績に感謝の意を表す機会となっているが、藤沢市表彰、教育文化貢献者感謝会表彰と対象者が重複しており、継続について検討が必要である。

4 見直しに向けた検討内容

検討内容

【青少年問題協議会】

藤沢市青少年問題協議会については、子ども・子育て会議等、他の会議との審議内容等のすみわけを行うとともに、今後のあり方について検討する。

【青少年育成活動推進功労者表彰】

藤沢市表彰、教育文化貢献者感謝会表彰と対象者が重複していることから、継続について検討する。

方向性

【青少年問題協議会】

青少年非行の減少もあり、現時点で喫緊に検討すべき課題が生じていないことから、当面の間、青少年問題協議会については休止するとともに、青少年育成に関する議論の場の整理を行う。

休止の時期については、現委員の任期が平成30年度末で終了するため、平成31年度からとする。

【青少年育成活動推進功労者表彰】

藤沢市表彰及び教育文化貢献者感謝会表彰と対象者が重複することや表彰主体である青少年問題協議会を休止する方向で検討を進めていることから、青少年育成活動推進功労者表彰については廃止する。

廃止の時期については、青少年問題協議会休止と時期を合わせ、平成31年度からとする。

事務事業名	特別支援保育等関係費	事業開始年度	昭和52年度
担当部課名	子ども青少年部 子ども家庭課	見直しの方向性	実施手法の見直し
実施予定時期	平成32年度	財政効果(見込)額	20,000千円

1 事業概要
 法人立保育所、幼稚園、認定こども園等において、障がい児や集団生活で特別な支援が必要な児童に手厚い保育が行われるよう、特別支援保育事業を実施するもの。

2 対象及び人数
 対象:市内在住の3歳から6歳までの児童で、障がいの程度を証する証明等を有する者
 人数:実児童数:92人(内、幼稚園55人)
 延べ児童数:1,032人(内、幼稚園628人) (平成29年度実績)

3 事業継続の必要性及び課題
 障がい児や発達に特別な支援を必要とする児童が集団生活を経験できることは、社会性の向上や情緒の発達を促す上で非常に重要である。
 このことから、障がい児の発達支援を推進する本事業の継続的な実施は必要であると考えます。
 対象児童数の増に伴い市の予算額が年々増加している一方、幼稚園においては、県の「私立幼稚園等特別支援教育費補助金」が活用されていない状況である。

4 見直しに向けた検討内容

検討内容
 幼稚園に県の「私立幼稚園等特別支援教育費補助金」を活用してもらうことにより、市の支払方法等を変更する必要があることから、その手法について検討する。

方向性
 近隣市の状況を踏まえ、幼稚園に対し県の「私立幼稚園等特別支援教育費補助金」の活用を促すことにより、市の支出額を削減する。
 平成30年度:私立幼稚園協会に対し、制度変更について説明を行う。
 平成31年度:現要綱の見直しを行うとともに、各幼稚園に対し、支払方法等の変更について説明を行う。

事務事業名	幼児二人同乗用自転車購入費助成事業費	事業開始年度	平成23年度
担当部課名	子ども青少年部 子育て給付課	見直しの方向性	事業廃止
実施予定時期	平成31年度	財政効果(見込)額	8,000千円

1 事業概要

平成23年度から、幼児二人同乗用自転車(以下「基準適合車」という。)を利用する親子の交通安全の確保及び子育て中の家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的に実施。基準適合車を購入した子育て中の世帯に対して、購入費の1/2(千円未満切り捨て、上限2万円)を助成する。

2 対象及び人数

生後6か月以上5歳未満の幼児を2人以上養育し、本市に住所を有する世帯の父又は母(約3,200世帯)。

3 事業継続の必要性及び課題

基準適合車の購入額の一部を助成したことにより利用促進が図られ、安全な自転車の利用による交通安全の推進につながっている。また、子育て支援施策としての面では、親子が買い物・外出など活発に活動するための一助となっている。

しかし、道路交通法施行細則の改正から9年以上が経過し、幼児2人を自転車に同乗させる場合には基準適合車を利用しなければならないという法の趣旨は広く浸透してきており、交通安全の確保のための基準適合車の利用促進という目的は、一定程度果たすことができている。

現在も全国の一部の市町村では同事業を実施しているが、基準適合車の普及が図られたとの判断や、元々時限を定めた事業としていたことから終了とした例が多く、本市でも廃止を含めた見直しが必要となっている。

4 見直しに向けた検討内容

検討内容

県内でこの助成事業を実施しているのは、本市と厚木市のみとなっている。本市では、平成29年度末までに2,371世帯に対して助成を行っており、平成29年度当初からは助成額を3万円から2万円に減額して申請状況を検証したところ、同年度、初めて申請件数が予算額に達することなく受付期間を終了した。また、平成30年度については、最も申請が多い4月の申請件数が89件と大幅に減少し、落ち着きを見せている。

基準適合車の利用については、法改正からすでに9年以上が経過したことで子育て世帯への認知度も高まり、利用促進も図られたことなどから、この事業については一定の役割を終えたとして、今年度での廃止を前提に見直しを進めている。

(過去3年間の助成対象者数の推移)

平成27年度 401人 平成28年度 395人 平成29年度 360人

(過去3年間及び平成30年の4月の申請件数)

平成27年度 212件 平成28年度 175件 平成29年度 162件 平成30年度 89件

方向性

事業の目的の達成状況や申請件数の検証に加え、他市の状況、外部評価での意見、行財政改革2020基本方針に定める取組など、さまざまな観点から総合的に検討した結果、平成30年度末をもって本事業を終了する。

事務事業名	自転車駐車場整備費	事業開始年度	昭和50年度
担当部課名	道路河川部 道路河川総務課	見直しの方向性	①事業縮小 ②民間活力連携
実施予定時期	①平成32年度 ②平成31年度	財政効果(見込)額	① — ②24,800千円

1 事業概要

放置自転車対策の一環として、放置自転車が多く、駐輪需要に対して自転車等駐車場(以下「駐輪場」という。)の収容台数が不足している駅周辺の駐輪場の整備を図っている。当該事業では、ふじさわサイクルプランの中短期施策として藤沢駅、辻堂駅、湘南台駅周辺を重点に『1.新たな駐輪スペースの確保(駐輪場新設)』、『2.既存駐輪施設の利用環境の向上(有料化)』、『3.放置自転車の撤去』に取り組んでいる。

今回の見直しでは①民間駐輪場への整備補助及び②民間事業者による小規模分散型駐輪場の整備を対象とする。

- ① 整備補助では、駅周辺に設置する駐輪場で放置防止に寄与する施設の新設及び増改築事業費の1/2以内を民間駐輪場事業者へ補助している。
- ② 民間事業者による小規模分散型駐輪場の整備とは、民有地の空いている土地やスペースを駐輪場として利用する民間会社による駐輪場シェアサービスで、この事業を誘致・支援し、不足している駐輪場の確保を図る。

2 対象及び人数

- ①民間駐輪場事業者 ※市内民間駐輪場数 47箇所(平成30年4月1日現在)
- ②駐輪場利用者

3 事業継続の必要性及び課題

- ① 市内駐輪場は、平成30年4月現在、全体79箇所、24,759台で、そのうち公設が32箇所、15,237台、約62%で、民間は47箇所、9,522台、約38%と、民間駐輪場は駅周辺の駐輪場確保に大きな役割を果たしている。また、民間47箇所のうち当該補助を活用した民間駐輪場は、13箇所、約4,500台分が整備され、一定の効果が得られている。制度開始から30年以上が経過していることから改修補助など民間駐輪場への整備補助を見直す時期を迎えている。
- ② 駐輪場不足への対策については湘南台駅周辺で平成30年度に新たに整備を行う予定で取組を進めているが、藤沢駅周辺の特に南口においては、市内で最も放置自転車が多い状況が続いており、駐輪場の新設が喫緊の課題となっている。

4 見直しに向けた検討内容

検討内容

- ① 当該補助制度については、駅周辺の民間駐輪場事業者により整備された駐輪施設について施設老朽化に伴う廃業による影響も大きいことから、改築も対象に補助できることとしている。しかしながら民間駐輪場は事業者として収益を得ていることも踏まえ、改築の際の補助率を下げるなどの検討を中心に見直しを行う。なお、新設補助は従来どおりとし、今回の見直し対象外とする。
- ② 駐輪場の不足が顕著な藤沢駅南口では、民間事業者による小規模分散型駐輪場の整備に向けた検討を進めている。先進事例としては分散する民間駐輪場のパトロールを市が実施し、駐輪場の設置・運営・維持管理は事業者が実施している。これらの役割分担を参考に藤沢駅周辺において、実施に向けた検討を行う。
効果額は目標を200台とした場合、公設の場合は用地費は除いた工事費とラック等の設備賃借料が、初年度約30,800千円、次年度以降は賃借料として約6,000千円の経費が必要になる。民間事業者による場合には整備費等は事業者が負担、市はパトロール等に毎年度約6,000千円の経費が必要となり、効果額は初年度は約24,800千円、次年度以降は毎年度±0円になると見込んでいる。

方向性

- ①平成30年度から平成31年度中に検討課題の整理を行い、平成32年度の制度改定を目指す。
- ②平成30年度に協定締結、平成31年度の実施を目指す。

事務事業名	狭あい道路整備事業費	事業開始年度	昭和62年度
担当部課名	道路河川部 道路管理課	見直しの方向性	制度の見直し
実施予定時期	平成32年度	財政効果(見込)額	—

1 事業概要
 狭あいな道路を解消し、生活道路の機能向上を図るため、建築基準法第42条第2項の指定により、特定行政庁が指定した道(以下「2項道路」という。)または、市長がこれと同等と認める道について、「藤沢市狭あい道路整備要綱」に基づき、後退地及び角切地の権原を取得するとともに、必要に応じ工作物等を移設補償し、舗装等の整備を行う。

2 対象及び人数
 沿道の土地所有者(事業者所有地も対象) ※平成29年度実績 146件(うち、移設補償を行ったもの 73件)

3 事業継続の必要性及び課題
 当該事業は、4m未満の狭あい道路の解消を図るための唯一の事業であり、国庫補助事業でもある。当該事業により、生活道路の機能向上が図られており、事業の継続の必要性は高い。
 しかしながら、2項道路の狭あい解消は、建築基準法に基づく道路後退義務が課されており、建築行為に伴い解消される性質を持つため、他市の例を見ると後退地の取扱いを土地所有者の自主管理か当該事業での寄付としている所もある。
 このようなことから、市費負担をどの程度にしていくのか、また、申出者のうち2割弱程度が個人以外という実態もあり、公平性(市費投入の適否)の観点からも課題となっている。

4 見直しに向けた検討内容

検討内容

過去の市議会において、移設補償費の上限設定が案件の状況に関係なく、一律に取り扱われていることについての指摘を受けた。指摘を踏まえ検討した結果、上限設定を撤廃した。改定から15箇年が経過しているが、申出件数が大きく増加している状況はない。また、横浜市など県内他市でも移設補償費に上限を設けている所が多いことを踏まえ、移設補償費の上限設定等の見直しを検討する。
 ※平成29年度執行実績 73件 平均額 540千円/件
 上限500千円 → ▲2,920千円
 上限450千円 → ▲6,570千円
 上限400千円 → ▲10,220千円

方向性

平成30年度は、移設補償費について、どの申出案件においても不公平感のない上限額の設定を検討する。また、併せて、狭あい道路とする道路の対象をもう少し広げることなど、対象範囲も検討する。これらの検討結果を踏まえ、平成31年度に要綱改正並びに周知を図り、平成32年度からの施行を目指す。

事務事業名	道路改修舗装費	事業開始年度	—
担当部課名	道路河川部 道路維持課	見直しの方向性	実施手法の見直し
実施予定時期	平成32年度	財政効果(見込)額	—

1 事業概要

道路利用者の安全や円滑な通行環境を確保するため、急速に老朽化が進んでいる道路舗装の計画的な点検、打換や、劣化箇所の適切な補修対応など道路舗装の維持管理全般を行うもの。
 今回の見直しでは、維持管理業務における道路舗装の修繕費の契約方法を対象としている。

2 対象及び人数

市民 約43万人

3 事業継続の必要性及び課題

市民生活、産業活動を支える道路ストックの道路舗装などの維持管理は、永続していく業務であり、今後とも当該事務事業の継続は不可欠なものである。

老朽化が進んでいる道路舗装の修繕業務のなかで、年間300件程度の舗装系修繕に係る要望受付から見積徴取・業者の選定・発注・完成までの事務の軽減と、対応時間の短縮等、効率的な仕組みづくりが課題となっている。

4 見直しに向けた検討内容

検討内容

舗装系修繕に係る書類等の作成を含めた事務処理の時間短縮・労力軽減に向け、類似断面の舗装打換などに単価契約による発注方式を導入するなどの改善策を検討する。

すでに単価契約を導入している、大和市、横須賀市をはじめ、県内自治体の制度を調査・研究しながら、本市の発注方法の改善に向けて取り組んでいく。

方向性

年間を通じて発生する類似舗装系修繕に単価契約による発注方式を導入する実施手法の見直しを行い、事務の効率化と早期施工による市民サービスの向上につなげていく。

平成30年度:他市の状況や契約方法、執行上の課題整理

平成31年度:建設業界に対する説明

平成32年度:導入予定

平成33年度以降:導入による事務軽減効果や、経費縮減効果の継続的な検証

事務事業名	浄化槽設置助成事業費	事業開始年度	平成13年度
担当部課名	下水道部 下水道総務課	見直しの方向性	事業縮小
実施予定時期	平成31年度	財政効果(見込)額	2,983千円

1 事業概要

生活排水による公共用水域の水質汚濁負荷を軽減するため、公共下水道事業計画区域外において、居住の用に供する住宅に浄化槽を設置する者に対して設置費用の一部を助成する。

2 対象及び人数

個人(公共下水道事業計画区域外人口) 約9,000人

3 事業継続の必要性及び課題

公共下水道事業計画区域外に設置されている「みなし浄化槽」や汲取り便槽の設置数は1,500件を超えている状況にある。湘南ふじさわ下水道ビジョンにおいて汚水処理施設を100%普及させることを目標としていることから、当該「みなし浄化槽」等からの転換事業については、国庫補助及び県費補助もあることも勘案すると継続して実施していく必要がある。しかし、建築物の新築に伴って設置される浄化槽に対する補助については、浄化槽の設置が建築基準法によって義務付けられるものであることから補助のあり方を検討する必要がある。

平成29年度末

住民基本台帳人口	汚水処理人口	汚水処理人口普及率	下水道処理人口	下水道整備率	浄化槽処理人口	浄化槽人口普及率
430,662人	414,501人	96.2%	411,570人	95.6%	2,931人	0.7%

4 見直しに向けた検討内容

検討内容

建築物の新築に伴って設置される浄化槽に対する補助については、県内他市町ではほとんど実施しておらず、県費補助についても平成21年度に新規設置に対する補助が廃止されていることからそのあり方を検討する。

転換に対する補助事業を継続し、効果的に進めていくためには、設置者の負担の軽減を図る方策を検討する必要がある。

方向性

建築物の新築に伴って設置される浄化槽に対する補助については、補助を廃止する。

転換に対する補助については、その促進を図るため、既存浄化槽の撤去費用(国庫及び県費補助制度あり)を補助制度に組み入れるとともに、市負担の補助額を増額して設置者の負担の軽減を図ることとする。

浄化槽設置補助金交付要綱を改正して平成31年度から施行する。

事務事業名	特別支援学級関係費	事業開始年度	—
担当部課名	教育部 学務保健課	見直しの方向性	制度の見直し
実施予定時期	平成33年度	財政効果(見込)額	—

1 事業概要

特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を図るため、特別支援学校への就学奨励に関する法律等に基づき、学用品費や給食費等を支給する。

2 対象及び人数 個人：市立小・中学校特別支援学級在籍児童生徒

年度	特別支援学級(小学校)			特別支援学級(中学校)		
	児童数	受給者数		生徒数	受給者数	
		奨励費	就学援助費		奨励費	就学援助費
29年度	250人	179人	82人	130人	56人	58人
28年度	237人	170人	78人	123人	53人	52人
27年度	235人	139人	75人	123人	51人	60人

※特別支援学級児童生徒数は、各年度とも5月1日現在の人数

※児童生徒数と受給者数は一致しない

(転入者、奨励費から就学援助費への変更者がいるため)

3 事業継続の必要性及び課題

特別支援教育就学奨励費は、教育の機会均等の趣旨に則り、就学の充実を図るため、特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、学用品等購入費などの一部を援助し、保護者の経済的負担の軽減を図っているものであり、事業継続の必要性は高い。

その点を踏まえ、市単独事業の支給の適正性について検証を行う必要がある。

4 見直しに向けた検討内容

検討内容

新入学学用品費については、市の単独事業についても支給内容等が適正であるか等を精査する。

方向性

各費目の支給額は、基本的には国庫補助基準額の1/2へ統一していく。

市単独事業については、次のとおり見直しを行う。

- ・新入学学用品費については、国庫補助基準額の全額を支給しているが、他の支給費目と同様に1/2支給への見直しを行う。
- ・通学費は、就学援助費と同様に保護者の申請額(実費)を全額支給しているが、特別支援学級が全校設置されていないことにかかる経費でもあるため従来どおりの支給とし、今後の特別支援学級設置状況に応じて改めて検討する。
- ・中学校の給食費は、デリバリー方式のため国庫補助対象外経費であるが、市単独事業として従来どおり支給する。
- ・中学校の修学旅行費は、国庫補助対象外経費についても市単独事業として従来どおり支給する。

特別支援教育就学奨励費の支給費目については、就学援助事業の市単独事業の見直しと整合を図るよう検討を行う。

平成31年度:特別支援教育就学奨励費制度の検証及び支給費目の検討を行う。
就学援助事業との整合を図る。

平成32年度:制度設計を行う。

平成33年度:新制度の実施

事務事業名	就学援助事業	事業開始年度	—
担当部課名	教育部 学務保健課	見直しの方向性	制度の見直し
実施予定時期	平成33年度	財政効果(見込)額	—

1 事業概要

経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費、修学旅行費、社会見学費、めがね購入費、医療費などを援助することにより、義務教育の円滑な実施を図る。

2 対象及び人数 個人：市立小・中学校児童生徒

就学援助認定者数

年度	小学校			中学校		
	認定者数	全児童数	認定率	認定者数	全生徒数	認定率
平成29年度	3,204人	23,083人	13.9%	1,921人	10,722人	17.9%
平成28年度	3,274人	23,142人	14.1%	1,940人	10,615人	18.3%
平成27年度	3,363人	23,118人	14.5%	2,013人	10,545人	19.1%

※全児童・生徒数は、各年度とも5月1日現在の人数

3 事業継続の必要性及び課題

就学援助費は、義務教育の円滑な実施を図るため、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品等購入費などの一部を援助し、保護者の経済的負担の軽減を図っているものである。また、就学援助制度は、子ども達の貧困の連鎖を断ち切るためのセーフティネットともいわれており、事業継続の必要性は高い。

その点を踏まえ、認定基準及び支給費目を含め、市単独事業について検証する必要がある。

4 見直しに向けた検討内容

検討内容

準要保護者の認定基準となる生活保護需要額の算定に使用する生活保護基準の適用年の見直しを検討する。

準要保護者の認定基準は、申請世帯の総所得額が算定した生活保護需要額の1.3倍以下としているが、この認定倍率についても併せて検討する。

市単独事業について、支給内容等が適正であるかなどについて精査する。

方向性

準要保護者の認定基準となる生活保護需要額の算定にあたり、その時点における生活保護基準を使用することを目指す。

準要保護者の認定倍率の見直しについては、生活保護基準の適用年の見直しによる影響及び子どもの貧困対策と整合を図るよう、検討する。

市単独事業の見直しとともに、国庫補助メニューにある支給費目についても併せて検討する。

子どもの貧困対策との整合性を図りながら制度の見直しを行う。

平成31年度：就学援助制度の検証及び支給費目の検討を行う。

子どもの貧困対策との整合を図る。

平成32年度：制度設計を行う。

平成33年度：新制度の実施